

令和2年度事業計画

基本方針

わが国の高齢化率は、世界でも例のない高水準となり、令和元年の高齢化率は28.4パーセントとなっているとともに、長期の人口減少過程に入っています。本町も団塊の世代が高齢期を迎え、現在、高齢化率は31.3パーセントで国の平均を大きく超えて超高齢社会となっています。

そのようななか、平成30年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、年齢区分で人のライフステージを画一化することを見直し、年齢や性別にかかわらず個々人の意欲や能力を生かして活躍できるエイジレス社会を目指すとしてされており、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが重要となっています。

本町のシルバー人材センター事業は、平成29年度契約額は請負派遣合わせて1億1,810万円、受注件数は1,591件、30年度は契約額1億2,028万円、受注件数1,497件となり、契約件数は減少していますが、契約額は微増しており、令和元年度においては、前年実績と同程度となる見込みとなっています。

一方、会員数は平成29年度に229名であったものが、平成30年度は247名、令和元年度は249名と順調に増加しております。一方、65歳までの継続雇用制度等の定着等により、65歳未満の会員の減少が顕著になっています。国においては、平成30年度に令和6年度を目途とする会員100万人達成計画を策定し、会員増加に向けた取組みの推進が求められており、本町シルバーの令和6年度の目標は317人と定められたところであります。

シルバー事業の「臨時的、短期的、軽易な業務」要件の緩和について高齢法が改正され、派遣・職業紹介に限って一定の要件の下に週40時間までの就業が可能となっております。このようにシルバー事業も刻々と変化しているなかで、会員の生きがいと健康増進を図るとともに、超高齢社会を支える担い手として、自主・自立・共働・共助の理念を実践し、住民から信頼される一般社団法人三木町シルバー人材センターを目指します。

I シルバー人材センター事業

1 請負・委任による就業機会の提供

町内の高年齢者の生きがいと健康増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、町内で実施する仕事について、三木町をはじめとする公共団体や民間企業、個人から受託し会員に提供します。

2 労働者派遣による就業機会の提供

「香川県シルバー人材センター連合会三木事務所」として、労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、適正就業と派遣分野の更なる業務拡大に努めます。

3 普及啓発

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、地域住民、事業所等に対する周知啓発を図るとともに、会員個々による近隣地域での普及啓発の促進や高年齢者の加入促進のための普及啓発に努めます。

また、県連合会が実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」で実施する技能講習等に、未加入者の参加を積極的に推進して会員の拡大に努めます。

- (1) 町広報紙、チャンネルみき、ホームページの活用
- (2) チラシ等の作成・配布
- (3) 入会説明会の開催

4 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業対策

令和元年度は、事故件数は前年度より1件減少しましたが、それでも1件の傷害事故が発生したことから、事故ゼロを目指して、安全・就業適正委員会の活動を充実し、安全就業の確保に取り組むこととします。

- ① 剪定等の作業に当たって、安全帽、安全帯など安全用具装着の徹底に努めるとともに、安全対策用具の整備普及を図ります。
- ② 剪定・草刈り作業等の安全対策に関する研修を行い、事故防止に努めます。

(2) 適正就業対策

- ① 就業機会の均等化・公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を積極的に取り入れます。
- ② 職場の巡回を行い、就業実態を踏まえて適正就業を推進します。
- ③ 請負と労働者派遣の区別を明確に行い、適正な就業形態を推進します。

5 就業機会の開拓・拡大

高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるように、三木町をはじめとする公共団体や民間事業所、個人から要望等の的確な把握に努め、仕事の需給調整と就業先の開拓等を行います。

6 みどりのエコ化事業

シルバー会員が請け負った剪定又は草刈に伴う剪定枝や刈り草を堆肥化し、焼却による二酸化炭素の発生に伴う地球温暖化を抑制するとともに、会員の就業機会の確保を推進します。

II 法人管理事業

1 会員の増強

- (1) センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員の確保に努めます。
- (2) 入会説明会を開催します。
- (3) 町広報紙、チャンネルみき、ホームページを活用して、会員の拡大に努めます。

2 諸会議の開催

センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催します。

- (1) 定時総会 年1回開催
- (2) 理事会 年4回開催